

令和5年度さいたま市指扇土地区画整理事業  
特 別 会 計 予 算

令和5年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ737,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		5
	1 使用料	2
	2 手数料	3
2 国庫支出金		165,500
	1 国庫補助金	165,500
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 事業収入		1
	1 事業収入	1
5 繰入金		345,591
	1 一般会計繰入金	345,591
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		1
	1 雑入	1
8 市債		225,900
	1 市債	225,900
歳入合計		737,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		586,938
	1 事業費	586,938
2 公債費		149,827
	1 公債費	149,827
3 予備費		235
	1 予備費	235
歳 出	合 計	737,000

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
指 土地区画整理事業 扇	225,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。